

水子供養から見る日本人の生命観

清水邦彦

本論文は、一九七〇年頃より一般化した現代的な水子供養^①から日本人の生命観の変化を論ずるものである。なお、生命観といっても、「人間の生命」に限定する。また、主に「生命の始まりの認識」の問題を論ずる。

1. 「水子供養」という言葉

まず確認すべきは、本論文で云う、「水子^②」及び「水子供養」という言葉である。まず、「水子」の意味であるが、『日本国語大辞典』「広辞苑 第6版」等を勘案すると「①生後余り日を経ていない子 ②生後まもなく死亡した子（墮胎・間引き等で死亡した場合を含む）③中絶・死産等によって死亡した胎児」とまとめられる。①は『今昔物語集』巻二六第一話に見られ^③、②は江戸時代から見られる^④。③は一九七〇年以降に定着した。ゆえに①→②→③と意味が変化していったと考えられる。なお、①②の意味での「水子」はかつて一般的ではなく^⑤、「水子」という言葉が一般的になるのは、一九七〇年代以降、③の意に

於いてである^⑥。

次に「水子供養」という言葉を考えたい。本論文で「水子供養」といった場合、③の意の水子に対し、戒名を付ける等大人並みの供養を施すことを指す。この「水子供養」は一九七〇年頃より一般化する。以上の様に断りを入れるのは、②の意での「水子」を供養することが、一九七〇年以前より存在していたからである^⑦。ただ、供養を行ったとして、簡素な葬式を行うのが常であり、葬式を行わない場合も多々あった。戒名を付けることをタブーとする地域もあった。即ち、一九七〇年以前の「水子供養」は、大人とは別な葬法であったのである。この場合、「水子供養」と呼ばれることは希であった。

以上の相違を重視し、本論文では、「水子供養」といった場合、特に断らない限り、③の意の水子に対し、戒名を付ける等大人並みの供養を施すことを指すこととする。

2. 水子供養の「発見」

本論文で云う、水子供養を学術的に「発見」したのは、William R. LaFleur ウィリアム・R・ラフルーアというアメリカ人研究者であった。この突飛な一文には解説が要る。本論文で云う水子供養は、一九七〇年頃より一般化するが、前述の如く、それ以前に於いて、間引き等で亡くなった「水子」に対し、供養が全く行われなかった訳ではない。こうした水子供養の連続性を一因として、当初、日本人研究者は、水子供養を本格的な研究対象とはしなかった⁸⁸⁾。このため、水子供養の本格的な研究書は、アメリカ人たるラフルーアによってまとめられるに至る。⁸⁹⁾『Liquid Life: Abortion and Buddhism in Japan』1992 Princeton U.P. ↓ 森下直貴・遠藤幸英・清水邦彦・塚原久美訳『水子 〈中絶〉をめぐる日本文化の底流』(二〇〇六年 青木書店) このことを指して、水子供養は学術的にはラフルーアによって「発見」されたと述べたのである。

なぜラフルーアは水子供養を発見できたのだろうか？ラフルーアの母国、アメリカ合衆国(以下、アメリカとす)では、一九七三年以来、妊娠中絶の是非を巡って「内戦」が起こっていたからである。

3. アメリカに於ける妊娠中絶論争

アメリカに於ける妊娠中絶論争は、十九世紀後半まで遡る⁹⁰⁾。

十九世紀後半から一九〇〇年にかけて、医学界の働きかけにより、中絶の形態である墮胎は法により禁止された⁹¹⁾。一九五〇年代後半以降、非合法の中絶手術の問題が顕在化し、中絶合法化を求める運動が盛んになった。この頃、中絶手術による死亡者は年二〇〇人にのぼったと推測されている⁹²⁾。こうした状況に於いて、一九六二年の、フィンクバイン事件が起こる。アリゾナ州に住む主婦、フィンクバインは、妊娠中に精神安定剤サリドマイドを服用した。服用後に、サリドマイドの副作用が胎児に影響し、障害児となる可能性があることが分かった。彼女を診察した医師は中絶を勧め、彼女も同意した。術前、彼女は、このことを他の女性への警告として、新聞に公表した。結果、アメリカ中から中絶反対の声が上がり、アメリカ国内で中絶手術を受けるのは困難となり、彼女はスウェーデンに渡り、中絶手術を受けるに至る。なお、胎児には異常が見られなかったという⁹³⁾。中絶手術候補地の一つに、スウェーデンと並んで、日本が挙げられていた⁹⁴⁾。

フィンクバイン事件で留意すべきは、彼女の元に、「マミー、私を生きさせて」といった胎児の視点を借りた手紙が何千通も届いたことである⁹⁵⁾。即ち「胎児は人である」という、後に盛んとなる妊娠中絶反対派の主張が、この時期より見られる点である。

こうした動きの中、一九七三年、アメリカ連邦最高裁は、妊娠初期⁹⁶⁾に於いて、女性が中絶を行う権利を認める判決を下す。所謂「ロウ判決」である。「ロウ」は、当裁判で妊娠中絶を

訴えていた原告女性の仮名。)この結果、アメリカ全土で条件付きながら、妊娠中絶は合法化された。一方、中絶反対派 pro-life と中絶容認派 pro-choice との間に、長く激しい論争が生ずることとなった。この論争は今日まで決着を見ない。中絶反対派は、ロウ判決を無効とすべく、憲法修正や州法改正を求める運動を行った。当初、中絶反対運動の担い手は、カトリック教会の人々であった。中絶を行う病院・診療所への暴力行為が顕在化するのには、一九七七年であり、八三年以降急増する¹⁰⁾。これ以降、中絶問題は「新しい内戦」と呼ばれるようになる。中絶を行う医師が殺されるのは一九九三年を始めとし、近年では、二〇〇九年五月、カンザス州に於いて、妊娠中期の中絶を行った医師が射殺された。(但し、こうした暴力行為に対して、否定的な立場を取る反対派もある。)大統領選でも、しばしば中絶の是非が、選挙の行く末を左右する争点となった。

中絶容認派の主張は、中絶は女性の権利である、というものである。女性の権利運動と結びついていた。中絶反対派の主張は、胎児は受胎当初より人であり、中絶はキリスト教の「殺すなかれ」という戒に違反する、というものである。ゆえに、中絶反対運動は、キリスト教会と結びついていた。但し、キリスト教に於いて、受胎当初から胎児は人であるという觀念が、いにしえより存在していた訳ではない。また、やむを得ない中絶を認めるキリスト教関係者もある。

中絶反対派の問題を一つ挙げる。それは、反対派は産ませることには熱心だが、当該の女性と産まれてくる子へのケアに関

してはさほど熱心ではないことである。中絶を行う事例の一つとして、出生前診断により胎児に障害があることが判明したことがある。(前述のフィンク・バイン事件も、当時は出生前診断が無かったことを考慮すると、広義にはこれに該当しよう。)誤解を避けるために記しておけば、安易に障害が判明した場合の中絶を私が安易に認めている訳ではない。しかし、現代社会は、障害児が生きていくには困難が多く、障害児を育てる親には多大な負担を強いる。こうした障害児の問題に関し、中絶反対派が積極的に働きかけたとは寡聞にして聞かない。同様の事は、レイプによる妊娠の問題にも言える。残酷な想定ではあるが、レイプによって生じた「子」を中絶するのは恐びないが、育てるのは無理、という想定もありえよう。そうして産まれた子のフォローとして、中絶反対派は養子縁組のあっせんを行っている。しかし、これ以上のことは寡聞にして聞かない。例えば、養子に行った後、虐待を受ける可能性は無い訳ではない。養子にすれば全て解決という訳ではなからう。

一方、障害ある胎児の中絶を認める中絶容認派の主張は、ともすれば生命の選別となり、差別を助長する可能性を有している。

以上、アメリカに於いて「新しい内戦」と呼ばれる、妊娠中絶論争を紹介した。この論争の争点の一つとして、妊娠初期の胎児は人か否か、というものがある。中絶反対派の主張は、受胎直後から胎児は人であり、ゆえに中絶は殺人であり、キリスト教の「殺すなかれ」という戒に反する、というものであった。

ここで疑問に思うことは、他のキリスト教地域では、このような激しい論争は起こっていないことである。(無論、中絶が行われていないという訳ではない。フランスでは、一九九〇年代、中絶を行う医院への暴力行為もあつた⁹⁸⁾) この、殺人事件にまで発展した激しい論争はアメリカ特有のものであり、必ずしもキリスト教に起因するものではない。しかし、本論文はこの点には深入りせず、話をラフルーア『水子』に戻したい。

4. "Liquid Life" という訳

今一度確認すれば、水子供養に関し、本格的研究書第1号は、アメリカ人たるラフルーアによつて、まとめられた。なぜ、ラフルーアは水子供養を「発見」できたのだろうか？前節で述べた通り、アメリカでは妊娠中絶の是非を巡つて国内を二分する内戦が起こっている。一方、日本では、中絶を水子供養という「あいまいな形」で処理し、中絶論争を避けている。この点に関し、ラフルーアは、アメリカ人の視点で、違和感を持ったのである。日本では、中絶を「あいまいな形」で処理していることを踏まえて、ラフルーアは、水「子」を *Jesus/child* ではなく、*Jesus* と訳した。以下、『水子』を活用しつつ、日本人の生命観を論じたい。

5. 前近代に於ける日本人の生命観

第3節で述べた如く、アメリカでは、一部人々の、受胎直後の胎児を人と見なす観念を一因に、激しい妊娠中絶論争が起こつた。これに対し、日本人は、生命の誕生を如何に捉えているのだろうか？いきなり現代の日本人の生命観を分析するのは困難なので、まずは前近代の日本人の「生命の誕生観」を分析したい。

前近代の日本人の「生命の誕生観」が窺い知れる事例として、『数え年』が挙げられる。

数え年は、新生児が産まれた瞬間から一才とし、その後、正月を迎える度に、二才・三才・・・と数える方法である。正月を迎える度に、年を取るのは、年神が魂を持つてくるからである(所謂「お年玉」)。しかし、産まれたばかりの新生児を一才とするのは何故だろうか？一つの説明の仕方として、新生児は胎内に十月十日⁹⁹⁾約一年いたから、という説明が成り立つかもしれない。とすると、前近代の日本人は、受胎¹⁰⁰⁾生命の誕生とみなしていたということになる。

以上は私の単なる仮説だが、全く根拠無く言っている訳ではない。その根拠は、双子の数え方である。前近代の日本に於いて、双子は、先に産まれた方を弟(妹)、後に産まれた方を兄(姉)とする数え方が一般的だつた¹⁰¹⁾。現代人の目から見ると、一瞬とはいえ、先に産まれた方を兄(姉)とする方が理になつているように見える。しかし、前近代の日本人は、先に受胎し

た方を兄（姉）と見なしていたので、以上の様に数えたのである。

ここから、「前近代の日本人は受胎Ⅱ生命の誕生と見なしていた」という仮説を提示した。この仮説の当否に關しては、今後も検討を続けたいので、読者諸子からの批判を待ちたい。

但し、以上の仮説では、「生命の誕生」という言葉を敢えて使ひ、「人」という言葉を避けている。江戸時代の生活便利事典、『女重宝記』（一六八九年刊行）には胎児の姿が描かれている。今日的には胎児の想像図である。一ヶ月目に錫杖、二ヶ月目に独鉗、三ヶ月目に三鉗、四ヶ月目に五鉗が描かれている。五ヶ月目に至って「人の形」を取る⁹⁹。妊娠五ヶ月という時、腹帯を占める時期であり、社会に妊娠を知らしめる時期である。しかしながら妊娠五ヶ月を過ぎたからといって、胎児が「人」と見なされた訳ではない。胎児は産まれると、赤ん坊・生児となり、やがて童となり、そして人となる¹⁰⁰。ラフルーアは、黒田日出男¹⁰¹に依りながら、以下のように述べている。

新生児は「神仏の世界」から人間の世界へ、さらにそこから大人の世界へ徐々に移っていく存在だと考えられていた。ここで児落としてはならないのは、最終的に完全な大人にならないかぎり、完全な人間とはみなされなかつたことである。その地位は生まれることよつて自動的に与えられるわけではなく、時間をかけ、数々の儀式を通過して初めて得られるものだった。（『訳書六〇頁』）

6. 間引き

このように前近代の日本人の生命観を分析するに、「生命」と「人」とを分けるには理由がある。前近代の日本人の生命観を考へるに不可欠の要素である。「間引き」の存在である。「間引き」を『広辞苑 第6版』で引くと、「①（畑の作物などを）まびくこと。途中で抜いて間を広くすること。②口べらしのために親は生児¹⁰²を殺すこと」とある。さらに動詞形である「間引く」を引くと、「①畑の野菜などを十分に生育させるため、間の苗を抜いてまばらにする。②一家に子が多くて養育しがたい時に親が自ら生児を殺す」とある。本論文で考へたいのは、②の意である。

通説に於いて、前近代の日本ではしばしば間引きが行われたとされている。ラフルーアは、江戸時代の人口停滞の原因を間引きに求めている（『第6章 江戸時代の人口』）。江戸時代、寺請制によつて、全ての人は必ずどこかの寺の檀那となることが義務付けられた。従つて各地に残る宗門改人別帳を合算すれば、容易に日本の全人口を導き出すことができる。人口史研究に於いて、江戸時代後期に人口停滞が起こつたことは定説になつている。江戸時代はほぼ内乱の無い時代であつた。又、鎖國¹⁰³をしてきた故、海外から伝染病もほとんど入つてこなかつた。数年に渡る飢饉もなかつた。即ち、人口停滞の定説的原因は兎あたらぬ。そこでラフルーアは、人口停滞の原因を間引きに求めたのである。

さて、本当に江戸時代の人口停滞の原因は間引きなのだろうか？即ち人口を停滞する程、間引きは頻繁に行われていたのだろうか？人口停滞の原因を間引きとする説に否定的な意見もある。以下、千葉徳爾・大津忠男の説を紹介する。宗門改人別帳は、今日で云う戸籍であるが、今日の戸籍と決定的に異なる点がある。それは生死が瞬時に記録されない点である。宗門改人別帳の作成は、多くて1年に1回であり、数年に1回の場合もあったようである。故に江戸時代に多かつたであろう、乳幼児の病死が記録されなかつたことが想定される。ここから、人口停滞の原因を間引きではなく、乳幼児死亡率の高さとする千葉・大津説が出される。この説は、間引きを今日の家族計画の感覚で捉えてはいけないという考えに裏付けられている。私なりに千葉・大津説を補足すると、江戸時代に於いて、次男・三男であつても、成年でも死亡率の高い江戸時代に於いては、家にとつて不可欠な補欠である。女兒は家において働き手であり、時に婿養子を取るために不可欠な存在であつた⁸⁸。成年でも死亡率が高い江戸時代に於いて、今日的感觉を以て、間引きが頻繁に行われたとするのは間違つてゐる。この説を唱えている千葉・大津は、間引きは飢饉等の非常事態にしか行われなかつたとしてゐる⁸⁹。

宗門改人別帳が毎年作成されるものではなく、そこから乳幼児死亡率の問題を指摘した千葉・大津説は、説得力を持つ。しかしながら、各地に残る民間伝承を見ると、間引きが極めて希にしか行われなかつたとは言ひ難い。現在の学界では、江戸

時代の人口停滞の原因を、乳幼児死亡率の高さ・間引き・晩婚化等の複合的なものとする説が通説化してゐる⁹⁰。

さて問題を前近代の日本人の生命観に戻したい。第5節では、前近代の日本人は、受胎を以て生命の誕生としていた、という仮説を提示した。一方、人口停滞を引き起こしたと云われる程、間引きという形で新生児⁹¹を殺していた。現代人の目から矛盾である。

この矛盾は、前述の「人となる」という觀念から説明される。前近代の日本人にとつて、乳幼児は、完全な人ではなく、容易に神仏の世界に帰らうる存在であつた。(七歳までは神のうち)・この觀念の背景には、当時の乳幼児死亡率の高さがある。)ゆえに、間引きは、神仏の世界に帰りやすい新生児を人為的に戻すに過ぎない。そして、新生児は単に神仏の世界に帰るのではなく、いつかまた、現世に帰つてくると信じられていた。(生まれ変わり)即ち、今は事情があつて、育てられないが、いつかまた、現世に帰つてきてください、というのが間引きの心意である。だからとつて、間引きが当事者にとつて、平気な行爲だつた訳ではない。成仏を願う葬式は行われなかつたにせよ、時になんらかの供養が行われた⁹²。(成仏を願う葬式が行われなかつた理由は、成仏してしまうと生まれ変わりでできなくなるからである。)各地に残る地藏像には、そうした「死」を供養する趣旨で造立されたものもある⁹³。女人講に於いて、当事者が慰められることもあつたという⁹⁴。

前近代の日本人にとつて、胎児は完全な人間ではなかつたが、

尊ぶべき生命だったのである。

なお、地域によっては、間引きではなく、墮胎（中絶の形態）が行われていた⁹³。

7. 中絶の合法化

明治に入ると、間引き及び墮胎は刑法により禁止される。しかしながら、民間ではひっそりと行われていたようである。

この状況が一変するのは、第二次世界大戦の敗戦である。農業生産が落ち込む一方、台湾・朝鮮半島等の外地から多くの軍人・民間人が引き上げてきた。戦後の混乱のため、不本意な妊娠を余儀なくされた女性も多かった。このため、産児制限を行う必要があると多くの人が感じていた。一九四八年に条件付きながら中絶を認める優生保護法が成立した（現・母体保護法）。翌四九年、経済的理由による中絶を認める法改正によって、中絶が実質合法化した。「実質」の語があるのは、刑法の墮胎罪が撤廃されていないため。着眼すべきは、優生保護法制定の過程に於いて、「胎児の生命」の視点からの反対意見が極めて少数だったことである⁹⁴。間引きの伝統を背景に中絶は実質合法化された。

8. 水子供養の一般化

前述の通り、生まれ変わりの観念があったからといって、間

引き・墮胎が当事者に取って平気なことであった訳でなく、時に何らかの供養が行われた。これに対し一九七〇年頃より一般化した水子供養は、水子に戒名を付ける等大人と同様の供養が行われる点で、それ以前のものとは根本的に異なる。

なぜ一九七〇年頃に新たな供養が一般化したのだろうか？以下、本節では、この大きな問題を考察する。確認しておけば、一九五五年の一〇〇万件台をピークに、一九七四年には七〇万件台と中絶件数は減りつつあった⁹⁵。ゆえに一九七〇年代は、中絶が盛んだった時期ではない。（但し、中絶が非日常化した時期ではある。また十代の中絶が社会問題化した時期でもある。）現代化が進むにつれ、「伝統的の心意が継承されなくなった」と同時に、乳幼児の死亡率が劇的に低下し、生まれ変わりの観念が薄れてきたことも水子供養の一般化の要因であろう⁹⁶。

本論文で着眼したいのは、中絶された胎児＝水子が祟るゆえ、供養すべきである、という観念である。この観念は、当事者の間で自然発生したものを拝み屋等宗教者が掬い取り、意図的に人々に広めることで一般化したものである。意図的とはいえ、この観念を多くの人々が受け入れた点が重視される。前近代の日本に於いて、間引き・墮胎等によって亡くなった胎児・新生児が祟るといふ伝承は希である⁹⁷。このことは、墮胎された胎児・間引きされた新生児は、「人」と見なされず、これらの「死」は「異常死」と見なされなかったことを主因とする。前近代の日本では、現世に強い思いを残して亡くなった場合、「異常死」とされ、祟りを恐れる心意から特殊な供養の対象となる。有名

処としては、菅原道真・平将門・崇徳上皇が挙げられる。現代日本の、水子は祟る、という心意は、水子の死は「人」の死であり、異常死である、という観念に基づいている。

なぜ、一九七〇年頃に入ると、胎児は「人」と見なされるようになったのだろうか？戦後の人権思想の定着に伴って、幼児にも人権が認められるようになったことも要因であろう。もう一つの要因を以下考察する。一九六〇年代以降、自宅出産が減り、産院出産が増え、産院での検診が一般化していった。一九六六年以降、Bスコープ方式を用いた超音波診断装置（エコー）⁴⁰によって、妊娠初期に於いてはかなりぼんやりであったかもしれないが、胎児の姿を間接的に見ることができるようになった。このことを一因に、胎児を「人」と見なす観念が一般化していったのである⁴¹。ぼんやりだったかもしれないが、「目に見えない胎内」という神秘的な場所にいる「生命」から「目に見える人（の萌芽）」という変化は、日本人の胎児観に大きな変革をもたらした。これによって、胎児は「人」と見なされるようになり、胎児の死は異常死となり、水子供養が必要となったのである。

現代日本に於いて、脳死の導入によって、死の概念が薄らいでいるのは周知の通りである。念のため確認しておけば、現代以前でも理論上、脳死はあり得た。しかしながら、現代以前に於いては、今で云う「脳死」になれば、すぐに心臓死に至ってしまった⁴²。今日、人工呼吸器によって、脳死状態が長くなっ

てしまい、脳死の是非を巡る論争が生ずることとなった。即ち、

医学の発達によって、死の概念が揺らぐようになったのである。（無論、脳死の問題は臓器移植の問題と結びついている。臓器移植の問題もまた医学の発達によって生じたことは云うまでもない。）話を水子供養に戻し、今一度確認すると、（本論文で云う現代の）水子供養は、超音波診断装置という医学の発達を主要因に生じたものである。現代日本に於いて、生の境界も死の境界も揺らいでいるのである。

但し、胎児を「人」と見なすようになったからといって、日本では、中絶反対運動は盛り上がらない。一九六〇年代以降、一部の政治家・宗教団体による、中絶非合法化を中心とする優生保護法修正運動が何回か起こったが、女性の権利運動や日本医師会からの反対もあり、同法修正には至らなかった。日本では、通常、普遍的な原則よりも臨機応変な態度が望まれている⁴³。胎児を中絶することは悪いことと認識されながらも、時にやむを得ない中絶も存すると多くの人が感じている。

本論文で云う水子供養は、一九七〇年頃より一般化したものだが、水子の祟りを強調する点から、その後、一部仏教団体や女性の権利運動からの批判があった。このため、水子の祟りは強調されなくなったが、現在でも水子供養は各地の寺（時に神社）で行われている。一九七〇年代以降、胎児を「人」を見なす観念が一般化したにも関わらず、その後も中絶は合法であり続けたこと、そのため、水子供養を必要とする人がいることが水子供養定着の要因であろう。（無論、仮に中絶が非合法化されたからといって、中絶が根絶されるとは限らない。）

9. 他国の状況

日本の水子供養は、その後、韓国でも取り入れられた¹⁴⁾。韓国では、水子供養とは呼ばれていない（「胎児靈駕薦度齋」「水子靈駕薦度齋」等）が日本の水子供養とほぼ同様のものである。韓国では性別が分かった時点で中絶が行われ（「女兒落胎」）、現在、小学校では男児の数が不自然に多くなっている。また、現在、台湾・タイでも水子供養が行われている¹⁵⁾。おそらく医学の発達で、水子供養を引き起こしたと思われるが、詳しい分析は今後の課題としたい。

まとめ

以上、本論文では、一九七〇年以降一般化した、水子供養から日本人の生命観の変化を論じた。一九七〇年以前、中絶・墮胎等で亡くなった胎児に、戒名を付ける等大人同様の葬式を行う風習は無かった。これに対し、一九七〇年以降一般化する水子供養は、戒名を付ける等大人と同様の葬式を行う。このことから、日本では、この時期より、胎児を「人」と見なすようになったと考えられる。このことは、水子供養の心意の中に、当初、水子の祟りを恐れる観念があったことから窺える。水子の死は、大人の異常死と同様のものと捉えられているようになったのである。この点は、前近代とは大きく異なる。

こうした生命観の変化は、戦後の人権意識の変化や乳幼児死亡率の低下等様々な原因によるが、重要な原因として、超音波診断装置により間接的ながら胎児の姿が見られるようになったことが挙げられる。「目に見えない神秘的な場所にいる生命」から「目に見える人（の萌芽）」という変化は、日本人の生命観に大きな変革をもたらし、これを主要因として、〈大人と同様の供養を行うという意の〉新たな水子供養が一九七〇年以降、一般化したのである。

*本論文は、清水邦彦「生命倫理―水子供養から見る日本人の生命観」〔金沢大学「大学：社会生活論」テキスト編集会議編「知的キャンパスライフのすすめ・第二版」二〇一〇年 学術図書出版〕に註を付し、若干修正・加筆したものである。

註

- (1) 現代的水子供養が一九七〇年代より一般化したことは、早くは宮田登が指摘している。「水子靈」の復活「『心なおし』はなぜ流行る」(一九九三年 小学館)。統計的に実証したのは、高橋三郎編「水子供養」(一九九九年 行路社) 二七六頁である。

- (2) 曹洞宗で幼児に付ける戒名としての「水子^{すゐこ}」が現代の「水子^{みずこ}」の語源とする説もあり、この説も傾聴に値する。例えば、鈴木由利子「水子供養にみる生命観の変遷」〔『女性と経験』第三四号 二〇〇九年〕に紹介される鳴子の

事例は、当初「水子地蔵」とする予定だったが、語呂の良さから「水子地蔵」としたとする。註3に後述の如く、「水子」という言葉自体は室町時代にまで遡れる。一方、曹洞宗の幼児戒名としての「水子」は江戸時代以降に生じたものと推測される。と言えるのも、幼児への葬式は江戸時代以降に普及したからである。現代の「水子」は様々な要因によって成立した言葉と考えられる。

(3) 「若子」とあるによる(日本古典文学大系版四〇八頁)。但し、原文に振り仮名が付いているはずもなく、日本古典文学大系の編者は、『古本節用集』・『色葉集』によって振り仮名を付している。例えば『永祿二年本 節用集』(中田祝夫編『印度本節用集研究並びに総合索引 影印篇』(一九七四年 勉誠社) 一九三頁) 参照。

(4) 大藏永常『田家茶話』には「國々にて孕める子を四五ヶ月目におろす事あり、其水子に性ハなきものと思ふハ、大い成了箇違ひ也」(大分県先哲史料館編『大分県先哲叢書 大藏永常資料集 第一巻』六〇八頁) とある。一七九三年、松平定信によって造立された回向院水子塚の水子は、銘文に「墮胎死胎天殤之靈」とあることから、胎児に限定されない。なお、水子塚ではなく、水子塚かもしれない、という松崎憲三の指摘は重要である。「墮胎(中絶)・間引き・水子供養に見る生命観と倫理観」(民俗学論叢)第十六号 二〇〇一年→『現代供養論考』(二〇〇四年 慶友社) 再録) 但し、現在、水子塚と呼ばれており、

また回向院の見解によれば、建立以来そう呼ばれてきたそのである(筆者による問い合わせメールへの返答)。また、戒名としての水子は曹洞宗に顕著だが(註2)、回向院の宗旨は、創建以来、浄土宗である。従って、「水子塚」と判断する。『日本残酷物語 第一部』(一九五九年 平凡社) には「墮胎のことを当時(引用者註)江戸時代」の隠語で「水にする」といい、水にされた子どもの死体を水子といった。(二二二頁) とある。論拠は不明だが、同書の論述スタイルから、各地の民俗調査などを論拠としているのではないかと考えられる。

(5) 註37参照。

(6) 藤田庄一『神さま仏さま』(一九九八年 アスペクト) 九二頁

(7) 千葉徳爾・大津忠男『間引きと水子』(一九八三年 農山漁村文化協会) 二〇～二四頁・清水邦彦『昭和四五年以前からの水子供養』(『西郊民俗』第一四八号 一九九四年) 無論、日本人研究者が水子供養に一切気づいていなかったという訳ではなく、幾つかの研究論文が存在する。この頃の研究論文に関して、鳥井由紀子「水子供養」研究動向(一九七七～一九九四)と「水子供養」関連文献目録(『東京大学宗教学年報』第十二号 一九九四年) 参照。

(9) 「本格的」という言葉を付けたのは、『Lived Life』以前に、千葉徳爾・大津忠男『間引きと水子』(前掲) という書籍があるからである(後述)。但し、同書はタイトルこそ、

- 水子の語があるが、水子に触れているのは数頁に過ぎない。無論、一九八三年に、水子の問題を提示している意義は大きい。
- (10) 荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』（二〇〇一年 岩波書店）三～一六頁
- (11) 荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』（前掲）二六～二七頁
- (12) 緒方房子『アメリカの中絶問題』（二〇〇六年 明石書店）四二頁
- (13) 荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』（前掲）四二～四三頁
- (14) 荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』（前掲）四三頁
- (15) 荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』（前掲）四二～四三頁
- (16) この場合、妊娠三ヶ月以内を指す。但し、アメリカ基準（日本基準―一週）である。
- (17) 緒方房子『アメリカの中絶問題』（前掲）五二頁・荻野美穂『中絶論争とアメリカ社会』（前掲）一一五頁
- (18) 緒方房子『アメリカの中絶問題』（前掲）一一八～一二九頁
- (19) 板橋春夫『誕生と死の民俗学』（二〇〇七年 吉川弘文館）六六頁
- (20) 『近世文学資料類従 第十八卷』九四～九五頁
- (21) この場合の「人となる」とは、一人前の仕事ができるよう

- になり、飲酒や結婚といった「大人の権利」が認められることを指す。
- (22) 黒田日出男『境界の中世 象徴の中世』（一九八六年 東大出版会）
- (23) 『広辞苑』を補正すると、多くの場合、厳密には産声を上げる前に処置はなされる。武田正『苞もれ』（一九九〇年 置賜民俗学会）三五～三六頁には「子が生まれて、産声を上げる前に、取り上げ婆は『どうする』と産婦に聞く。…産婦が首を縦に振れば、産婆はちよつと生まれた子に手を合わせ、和紙を取り上げたばかりの赤子の顔にかぶせるのであった」とある（傍線は引用者による・以下同じ）。
- 『日本産育習俗資料集成』（一九七五年 第一法規出版）「避妊・墮胎・間引き」一六一頁には、「間引きの方法」同（引用者補―群馬県桐生地方）…産声をあげないうちに濡れ紙を顔にはり、またぼろに包んで呼吸をとめる」とある。（但し、これに当てはまらない事例も幾つか記録に残っている。）鈴木由利子は、「各地の間引きの伝承資料には「産声を上げたなら間引かない」とする事例が少なくないが、これは人びとが産声をこの世で生き始めた証であると理解し、生き始めた子どもに対しては生きる権利を尊重するという一定のルールがあったことをうかがわせる」とまとめている。『墮胎・間引きと子どもの命』（太田素子・森謙二編『へいのち』と家族）二〇〇六年 早稲田大学出版局）従って、『広辞苑』では「生児を殺すこと」とあるが、「生

- 「児」と呼んで良いかは疑問である。
- 〔鎖国〕という表現に関しては、近年見直されてきているが、所謂外国人が日本国内自由に歩き回ることにはできず、伝染病が海外より入りにくい状況であったのは事実なので、本論文ではその趣旨で鎖国という表現を使った。
- (25) 品田知美『《子育て法》革命』（二〇〇四年 中公新書）一〇〇～一〇二頁
- (26) 武家は当然としても、農家であれ、商家であれ、ある程度、継承する財産のある家を前提とした記述である。太田素子『子宝と子返し』（二〇〇七年 藤原書店）一九頁を参考とした。
- (27) 千葉・大津『間引きと水子』（前掲）一〇八頁
- (28) 太田素子編『近世日本マビキ慣行史料集成』（一九九七年 刀水書房）一一二頁
- (29) 註23参照
- (30) 岩井宏實『絵馬秘史』（一九七九年 日本放送出版協会）一五九頁
- (31) 太田素子編『近世日本マビキ慣行史料集成』（前掲）五七一頁・『日本残酷物語 第老部』（前掲）二二六頁
- (32) 飯島吉晴『子供の発見と児童遊戯の世界』（『日本民俗文化大系 第十巻』一九八五年 小学館）
- (33) この場合、亡くなった胎児に対し、供養が行われるかどうかは定かではないが、間引きで亡くなった場合と同様、墓地や宅地に埋葬される場合も多かったようである。（但し、
- 川に流す場合もある。）また、註37にあるように、若干だが、江戸時代には、墮胎によって亡くなった胎児が祟る話がある。従って、墮胎死の場合でも何らかの供養が行われた可能性はある。
- (34) Tiana Norgren "Abortion Before Birth Control" 2001 Princeton U.P. 岩本美砂子監訳、塚原久美・日比野由利・猪瀬優理訳『中絶と避妊の政治学』（二〇〇八年 青木書店）七九頁
- (35) 鈴木由利子「水子供養にみる生命観の変遷」（前掲）
- (36) 森栗茂一『不思議谷の子供たち』（一九九五年 新人物往來社）一三七頁・二〇六頁や日比野由利「中絶の語りから見た女性の自己変容とケアの可能性」（『母性衛生』第四八巻第二号 二〇〇七年）が指摘するように、現代の水子供養にも「生まれ変わりを期待する心意は存在する。しかし、あえて「期待」する、ということは、生まれ変わりに対する疑義とも云える。また、森栗茂一『不思議谷の子供たち』（前掲）二〇六頁が既に指摘するように、前近代に於いては、この世への生まれ変わりが期待されたにに対し、現代では、同じ家への生まれ変わりが期待されている。
- (37) 例外として、『祐天大僧正利益記』上巻「高野新右衛門が下女解脱の事」（『祐天寺史資料集 第三巻』五一～五三頁）・『好色一代女』巻六「夜発の付声」（『日本古典文学全集版 五五五～五五六頁』）が挙げられる。両方とも墮胎された胎児が祟る話だが、いずれも「水子」という言葉は使われて

- いない。
- (38) 佐々木保行編著『日本の子殺しの研究』（一九八二年 高文堂）一五五頁によると、嬰兒殺の第一番有罪者数（多くは親と想定される）は、戦前には一年間約一〇〇人にとぼることもあったが、一九六〇年代には約一〇人と大幅に減少している。
- (39) 鈴木江三子「妊婦健診時に用いられる超音波診断についての諸議論」（『川崎医療福祉学会誌』二〇〇四年 第十四巻 第一号）
- (40) 森栗茂一『不思議合の子供たち』（前掲）五七頁・鈴木由利子「水子供養にみる生命観の変遷」（前掲）
- (41) 中島みち『見えない死』（一九八五年 文藝春秋）一六三～一六四頁
- (42) ライシャワー『ザ・ジャパニーズ』（國弘正雄訳 一九七九年 文藝春秋）一四二～一四九頁を参考としたが、文責は私にある。
- (43) 淵上恭子「韓国仏教の〈水子供養〉」（『宗教研究』第七六巻第一号 二〇〇二年）
- (44) Moskowitz "The Haunting Fetts: Abortion, Sexuality and the Spirit World in Taiwan" 2001 Hawaii U.P. · Rantanakul "Socio-Medical Aspects of Abortion in Thailand" Keown "Buddhism and Abortion" 1998 Macmillan

（しみず・くにひこ 金沢大学国際学類准教授）